

知多北部広域連合基準該当居宅サービス等事業者及び基準該当居宅介護支援等事業者の登録に関する規則

(平成19年3月2日 規則第3号)

改正 平成27年 3月31日規則第5号
改正 平成27年12月24日規則第7号
改正 平成29年 2月27日規則第3号
改正 平成30年 3月23日規則第4号
改正 平成30年8月1日規則第8号
改正 平成31年2月1日規則第1号

知多北部広域連合基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録に関する規則（平成12年知多北部広域連合規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス若しくは法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス（以下「基準該当居宅サービス等」という。）又は法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援又は法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援（以下「基準該当居宅介護支援等」という。）を行う事業者の登録に係る手続等について必要な事項を定めるものとする。

（基準該当居宅サービス等事業者に対する特例居宅介護サービス費等の支給）

第2条 知多北部広域連合（以下「広域連合」という。）は、広域連合が行う介護保険の被保険者である法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「居宅要介護等被保険者」という。）が、基準該当居宅サービス等の事業を行う者として広域連合長の登録を受けたもの（以下「基準該当居宅サービス等事業者」という。）から基準該当居宅サービス等を受けた場合に、法第42条第1項第2号に係る特例居宅介護サービス費又は法第54条第1項第2号に係る特例介護予防サービス費（以下「特例居宅介護サービス費等」という。）を支給する。

2 特例居宅介護サービス費等の額は、当該基準該当居宅サービス等について法第41条第4項各号又は第53条第2項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当居宅サービス等に要した費用（基準該当通

所介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「居宅サービス基準省令」という。）第106条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。）に要した費用については介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第61条第1号イからハまで又は第84条第1号イからハまでに該当する経費、基準該当短期入所生活介護（居宅サービス基準省令第140条の2に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。）又は基準該当介護予防短期入所生活介護（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第4条の規定によりなおその効力を有することとされた同省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「介護予防サービス基準省令」という。）第179条第1項に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。）に要した費用については施行規則第61条第2号イからニまで又は第84条第2号イからニまでに該当する経費を除く。）の額を超えるときは、当該現に基準該当居宅サービス等に要した費用の額とする。第12項において「特例居宅介護サービス費等基準額」という。）の100分の90に相当する額とする。

- 3 第1項の登録は、基準該当居宅サービス等の事業を行おうとする者（法人格を有しない団体の代表者として当該事業を行おうとする場合にあっては、当該代表者）の申請により、基準該当居宅サービス等の種類及び当該基準該当居宅サービス等の種類に係る基準該当居宅サービス等の事業を行う事業所（以下「基準該当居宅サービス等事業所」という。）ごとに行う。
- 4 広域連合長に対し、あらかじめ特例居宅介護サービス費等、特例居宅介護サービス計画費等代理受領申出書（様式第1号）を提出している基準該当居宅サービス等事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たし、かつ、その被保険者証に法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載がなされていない居宅要介護等被保険者が、当該基準該当居宅サービス等事業者から基準該当居宅サービス等を受けたときは、当該居宅要介護等被保険者の委任に基づき、当該居宅要介護等被保険者が支払うべき当該基準該当居宅サービス等に要した費用について、特例居宅介護サービス費等として当該居宅要介護等被保険者に対し支給されるべき額の限度において、当該居宅要介護等被保険者に代わり、支払を受けることができる。
 - (1) 当該居宅要介護等被保険者が法第46条第4項及び法第58条第4項の規定に

より指定居宅介護支援又は指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ広域連合長に届け出ている場合であって、当該基準該当居宅サービス等が当該指定居宅介護支援又は当該指定介護予防支援に係る居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）の対象となっているとき。

- (2) 当該居宅要介護等被保険者が基準該当居宅介護支援等を受けることにつきあらかじめ広域連合長に届け出ている場合であって、当該基準該当居宅サービス等が当該基準該当居宅介護支援等に係る居宅サービス計画等の対象となっているとき。
 - (3) 当該居宅要介護等被保険者が当該基準該当居宅サービス等を含む基準該当居宅サービス等の利用に係る計画をあらかじめ広域連合長に届け出ているとき。
- 5 前項の規定による支払があったときは、居宅要介護等被保険者に対し特例居宅介護サービス費等の支給があったものとみなす。
- 6 基準該当居宅サービス等事業者は、基準該当居宅サービス等その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護等被保険者に対し、領収証を交付しなければならない。
- 7 前項の領収証においては、基準該当居宅サービス等について、居宅要介護等被保険者から支払を受けた費用の額のうち、特例居宅介護サービス費等に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。
- 8 基準該当居宅サービス等事業者は、特例居宅介護サービス費等の支払に関して、法第41条第4項各号又は第53条第2項各号の厚生労働大臣が定める基準及び居宅サービス基準省令に規定する基準該当居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準（基準該当居宅サービスの取扱いに関する部分に限る。）又は介護予防サービス基準省令に規定する指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（基準該当居宅サービスの取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査を受けるものとする。
- 9 広域連合は、基準該当居宅サービス等事業者からの請求に対する審査及び支払に関する事務を国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託する。
- 10 基準該当居宅サービス等事業者は、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成12年厚生省令第20号。以下「請求省令」という。）の例により、特例居宅介護サービス費等の請求を行うものとする。

- 1 1 基準該当居宅サービス等事業者は、前項の請求に併せて、第4項に定める居宅要介護等被保険者の委任を受けていることについて、介護保険特例居宅介護（介護予防）サービス費等支給申請書（様式第2号）を広域連合長に提出するものとする。
- 1 2 基準該当居宅サービス等事業者は、その提供した基準該当居宅サービス等について、第4項の規定により、当該基準該当居宅サービス等の利用者たる居宅要介護等被保険者に代わって特例居宅介護サービス費等の支払を受ける場合は、当該基準該当居宅サービス等を提供した際に、当該居宅要介護等被保険者から利用料の一部として、特例居宅介護サービス費等基準額から当該基準該当居宅サービス等事業者に支払われる特例居宅介護サービス費等の額を控除して得られる額の支払を受けるものとする。
- 1 3 第49条の2第1項又は第59条の2第1項の規定により、第1号被保険者であって介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第22条の2第1項又は第29条の2第1項で定めるところにより算定した所得の額が、それぞれ令第22条の2第3項又は第29条の2第2項で定める額以上であるもの（次項に該当する者を除く。）においては、第2項の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。ただし、令第22条の2第4項各号及び令第29条の2第3項各号に規定する者については、適用しない。
- 1 4 法第49条の2第2項又は第59条の2第2項の規定により、第1号被保険者であって令第22条の2第5項又は第29条の2第4項で定めるところにより算定した所得の額が、それぞれ前項で定める額を超える令第22条の2第6項又は第29条の2第5項で定める額以上であるものにおいては、第2項の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。ただし、令第22条の2第7項各号及び令第29条の2第6項各号に規定する者については、適用しない。
- 1 5 広域連合長が法第50条第1項又は第60条第1項の規定により、基準該当居宅サービス等に必要な費用を負担することが困難であると認めた居宅要介護等被保険者については、第2項中「100分の90」とあるのは「知多北部広域連合介護保険条例施行規則（平成12年知多北部広域連合規則第5号）第2条第3項に規定する特例による給付割合」とする。
- 1 6 広域連合長が法第50条第2項又は第60条第2項の規定により、基準該当居宅サービス等に必要な費用を負担することが困難であると認めた居宅要介護等被保険者については、第13項中「100分の80」とあるのは「知多北部広域連合介護保険条例施行規則第2条第3項に規定する特例による給付割合」とする。

17 広域連合長が法第50条第3項又は第60条第3項の規定により、基準該当居宅サービス等に必要な費用を負担することが困難であると認めた居宅要介護等被保険者については、第14項中「100分の70」とあるのは「知多北部広域連合介護保険条例施行規則第2条第3項に規定する特例による給付割合」とする。

18 法第69条第1項の規定により給付額減額等の記載を受けた居宅要介護等被保険者については、第2項中「100分の90」又は第13項中「100分の80」とあるのは「100分の70」とし、第14項中「100分の70」とあるのは「100分の60」とする。

(基準該当居宅介護支援等事業者に対する特例居宅介護サービス計画費等の支給)

第3条 広域連合は、居宅要介護等被保険者が、基準該当居宅介護支援又は基準該当介護予防支援の事業を行う者として広域連合長の登録を受けたもの（以下「基準該当居宅介護支援等事業者」という。）から基準該当居宅介護支援等を受けた場合に、法第47条第1項第1号に係る特例居宅介護サービス計画費又は法第59条第1項第1号に係る特例介護予防サービス計画費（以下「特例居宅介護サービス計画費等」という。）を支給する。

2 特例居宅介護サービス計画費等の額は、当該基準該当居宅介護支援等について法第46条第2項又は第58条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当居宅介護支援等に要した費用の額を超えるときは、当該現に基準該当居宅介護支援等に要した費用の額とする。）とする。

3 第1項の登録は、基準該当居宅介護支援等の事業を行おうとする者（法人格を有しない団体の代表者として当該事業を行おうとする場合にあっては、当該代表者）の申請により、基準該当居宅介護支援等を行う事業所（以下「基準該当居宅介護支援等事業所」という。）ごとに行う。

4 広域連合長に対し、あらかじめ特例居宅介護サービス費等、特例居宅介護サービス計画費等代理受領申出書（様式第1号）を提出している基準該当居宅介護支援等事業者は、当該基準該当居宅介護支援等事業者から基準該当居宅介護支援等を受けることにつきあらかじめ広域連合長に届出をし、かつ、その被保険者証に法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載がなされていない居宅要介護等被保険者が、当該基準該当居宅介護支援等事業者から基準該当居宅介護支援等を受けたときは、当該居宅要介護等被保険者の委任に基づき当該居宅要介護等被保険者が支払うべき当該基準該当居宅介護支援等に要した費用について、特例居宅介護サービス計画費等として当該居宅要介護等被保険者に対し支給されるべき額の限度において、当該

居宅要介護等被保険者に代わり、支払を受けることができる。

- 5 前項の規定による支払があったときは、居宅要介護等被保険者に対し特例居宅介護サービス計画費等の支給があつたものとみなす。
- 6 基準該当居宅介護支援等事業者は、基準該当居宅介護支援等その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護等被保険者に対し、領収証を交付しなければならない。
- 7 前項の領収証においては、基準該当居宅介護支援等について、居宅要介護等被保険者から支払を受けた費用の額のうち、特例居宅介護サービス計画費等に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。
- 8 基準該当居宅介護支援等事業者は特例居宅介護サービス計画費等の支払に関して、法第46条第2項又は第58条第2項の厚生労働大臣が定める基準及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「居宅介護支援基準省令」という。）又は指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「介護予防支援基準省令」という。）に規定する基準該当居宅支援等の事業の運営に関する基準（基準該当居宅支援等の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査を受けるものとする。
- 9 広域連合は、基準該当居宅介護支援等事業者からの請求に対する審査及び支払を連合会に委託する。
- 10 基準該当居宅介護支援等事業者は、請求省令の例により、特例居宅介護サービス計画費等の請求を行うものとする。
- 11 基準該当居宅支援等事業者は、前項の請求に併せて、第4項に定める居宅要介護等被保険者の委任を受けていることについて、介護保険特例居宅介護（介護予防）サービス費等支給申請書（様式第2号）を広域連合長に提出するものとする。
(基準該当訪問介護事業者に係る登録の申請等)

第4条 第2条の規定に基づき訪問介護に係る基準該当居宅サービス等事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第3号並びに付表1-1及び付表1-2（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有する場合に限る。））を広域連合長に提出しなければならない。

- (1) 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される

事務所を有するときは、当該事務所を含む。) の名称及び所在地

- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 当該申請に係る事業の開始予定年月日
- (4) 事業所の平面図
- (5) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びにサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- (6) 運営規程
- (7) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (8) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- (9) 申請者の登記事項証明書又は条例等
- (10) その他登録に関し必要と認める事項

2 前項に規定する登録を受けた者は、前項第1号、第2号、第4号から第6号まで及び第9号（当該登録に係る事業に関するものに限る。）に掲げる届出事項に変更が生じたときは、変更の日から10日以内に登録事項変更届出書（様式第4号）により、広域連合長に届け出なければならない。

（基準該当訪問入浴介護等事業者に係る登録の申請）

第5条 第2条の規定に基づき訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護（以下「訪問入浴介護等」という。）に係る基準該当居宅サービス等事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第3号及び付表2）を広域連合長に提出しなければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 当該申請に係る事業の開始予定年月日
- (4) 事業所の平面図並びに設備及び備品の概要
- (5) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- (6) 運営規程
- (7) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (8) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- (9) 申請者の登記事項証明書又は条例等
- (10) 居宅サービス基準省令第58条により準用される同令第51条の協力医療機関

の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

(11) その他登録に関し必要と認める事項

- 2 前項に規定する登録を受けた者は、前項第1号、第2号、第4号から第6号まで、第9号（当該登録に係る事業に関するものに限る。）及び第10号に掲げる届出事項に変更が生じたときは、変更の日から10日以内に登録事項変更届出書（様式第4号）により、広域連合長に届け出なければならない。

（基準該当通所介護事業者に係る登録の申請）

第6条 第2条の規定に基づき通所介護に係る基準該当居宅サービス等事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第3号並びに付表3-1及び付表3-2（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有する場合に限る。））を広域連合長に提出しなければならない。

- (1) 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の名称及び所在地
(2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
(3) 当該申請に係る事業の開始予定年月日
(4) 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設も含む。）の平面図及び設備の概要
(5) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
(6) 運営規程
(7) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
(8) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
(9) 申請者の登記事項証明書又は条例等
(10) その他登録に関し必要と認める事項

- 2 前項に規定する登録を受けた者は、前項第1号、第2号、第4号から第6号まで及び第9号（当該登録に係る事業に関するものに限る。）に掲げる届出事項に変更が生じたときは、変更の日から10日以内に登録事項変更届出書（様式第4号）により、広域連合長に届け出なければならない。

（基準該当短期入所生活介護等事業者に係る登録の申請）

第7条 第2条の規定に基づき短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護（以下「短期入所生活介護等」という。）に係る基準該当居宅サービス等事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第3号及び付表4）

を広域連合長に提出しなければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 当該申請に係る事業の開始予定年月日
- (4) 当該申請に係る事業を居宅サービス基準省令第121条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにおいて行う場合又は同条第4項に規定する併設事業所（次号において「併設事業所」という。）において行う場合にあっては、その旨
- (5) 建物の構造概要及び平面図（当該申請に係る事業を併設事務所において行う場合にあっては、居宅サービス基準省令第124条第3項に規定する併設本体施設の平面図を含む。）並びに設備の概要
- (6) 当該申請に係る事業を居宅サービス基準省令第121条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにおいて行うときは当該特別養護老人ホームの入所者の定員、当該特別養護老人ホーム以外の事業所において行うときは当該申請に係る事業の開始時の利用者の推定数
- (7) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- (8) 運営規程
- (9) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (10) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- (11) 申請者の登記事項証明書又は条例等
- (12) 居宅サービス基準省令第136条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該医療機関との契約の内容
- (13) その他登録に関し必要と認める事項

2 前項に規定する登録を受けた者は、前項第1号、第2号、第5号から第8号まで、第11号（当該登録に係る事業に関するものに限る。）及び第12号に掲げる届出事項に変更が生じたときは、変更の日から10日以内に登録事項変更届出書（様式第4号）により、広域連合長に届け出なければならない。

（基準該当福祉用具貸与等事業者に係る登録の申請）

第8条 第2条の規定に基づき福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与（以下「福祉用具貸与等」という。）に係る基準該当居宅サービス等事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第3号及び付表5）を広域連合

長に提出しなければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 当該申請に係る事業の開始予定年月日
- (4) 事業所の平面図及び設備の概要
- (5) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- (6) 法第8条第12項又は第8条の2第12項に規定する福祉用具の保管及び消毒の方法（居宅サービス基準省令第206条の規定により準用される同令第203条第3項前段の規定により保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該他の事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該委託等に関する契約の内容）
- (7) 運営規程
- (8) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (9) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- (10) 申請者の登記事項証明書又は条例等
- (11) その他登録に関し必要と認める事項

2 前項に規定する登録を受けた者は、前項第1号、第2号、第4号から第7号まで及び第10号（当該登録に係る事業に関するものに限る。）に掲げる届出事項に変更が生じたときは、変更の日から10日以内に登録事項変更届出書（様式第4号）により、広域連合長に届け出なければならない。

（基準該当居宅介護支援等事業者に係る登録の申請）

第9条 第3条の規定に基づき基準該当居宅介護支援等事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第3号並びに付表6及び付表6（別紙））を広域連合長に提出しなければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 当該申請に係る事業の開始予定年月日
- (4) 事業所の平面図
- (5) 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- (6) 当該申請に係る事業の開始時の利用者の予定数

- (7) 運営規程
 - (8) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
 - (9) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
 - (10) 申請者の登記事項証明書又は条例等
 - (11) 他の保健医療サービス及び福祉サービスの提供主体との連携の内容
 - (12) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
 - (13) その他登録に関し必要と認める事項
- 2 前項に規定する登録を受けた者は、前項第1号、第2号、第4号、第5号、第7号、第10号（当該登録に係る事業に関するものに限る。）及び第12号に掲げる届出事項に変更が生じたときは、変更の日から10日以内に登録事項変更届出書（様式第4号）により、広域連合長に届け出なければならない。
- （登録の通知等）
- 第10条 広域連合長は、第4条から第9条までに規定する登録の申請（以下「登録の申請」という。）があった場合は、登録の適否を審査し、登録をすることを決定したときは登録通知書（様式第5号）により、登録を行わない場合にあっては不登録通知書（様式第6号）により、当該申請をした者に通知するものとする。
- 2 基準該当居宅サービス等事業者又は基準該当居宅介護支援等事業者（以下「基準該当サービス等事業者」という。）の登録を受けた者は、その旨を当該登録に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。
- （再開等の届出）
- 第11条 基準該当サービス等事業者は、休止した事業を再開したときは、再開の日から10日以内に再開届出書（様式第7号）により、広域連合長に届け出なければならない。
- 2 基準該当サービス等事業者は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、廃止し、又は休止しようとする日の1月前までに廃止・休止届出書（様式第8号）により、広域連合長に届け出なければならない。
- （報告等）
- 第12条 広域連合長は、特例居宅介護サービス費等又は特例居宅介護サービス計画費等の支給について必要があると認めるとときは、基準該当サービス等事業者又は基準該当サービス等事業者であった者若しくは基準該当サービス等事業所の従業者であつた者（以下この項において「基準該当サービス等事業者であった者等」という。）に対し、報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、基準該当サービス等事業者

であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは基準該当サービス等事業所について帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、關係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(基準該当居宅サービス等事業者の登録の取消し等)

第13条 基準該当居宅サービス等事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第2条の登録を取り消されることがあるものとする。

- (1) 基準該当居宅サービス等事業者が、当該登録に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、居宅サービス基準省令若しくは介護予防サービス基準省令に規定する基準該当居宅サービス等事業者が満たすべき基準又は確保すべき員数を満たすことができなくなったとき。
 - (2) 基準該当居宅サービス等事業者が、居宅サービス基準省令又は介護予防サービス基準省令に規定する基準該当居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な基準該当居宅サービス等の事業の運営をすることができなくなったとき。
 - (3) 特例居宅介護サービス費等の請求に関し不正があったとき。
 - (4) 基準該当居宅サービス等事業者が前条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - (5) 基準該当居宅サービス等事業者又は基準該当居宅サービス等事業所の従業者が前条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、基準該当居宅サービス等事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該基準該当居宅サービス等事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
 - (6) 基準該当居宅サービス等事業者が、不正の手段により第2条に規定する登録を受けたとき。
- 2 広域連合長は、前項の規定により登録を取り消し、又は期間を定めてその登録した事業者の登録の全部若しくは一部の効力を停止する場合は、登録取消・停止通知書(様

式第9号)により、当該事業者へ通知するものとする。

(基準該当居宅介護支援等事業者の登録の取消し等)

第14条 基準該当居宅介護支援等事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第3条の登録を取り消されることがあるものとする。

- (1) 基準該当居宅介護支援等事業者が、基準該当居宅介護支援等事業所の介護支援専門員の人員について、居宅介護支援基準省令又は介護予防支援基準省令に規定する基準該当居宅介護支援等事業者が確保すべき員数を満たすことができなくなったとき。
- (2) 基準該当居宅介護支援等事業者が、居宅介護支援基準省令又は介護予防支援基準省令に規定する基準該当居宅介護支援等の事業の運営に関する基準に従って適正な基準該当居宅介護支援等の事業の運営をすることができなくなったとき。
- (3) 特例居宅介護サービス計画費等の請求に関し不正があったとき。
- (4) 基準該当居宅介護支援等事業者が、第12条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 基準該当居宅介護支援等事業者又は当該登録に係る事業所の従業者が、第12条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に對して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該登録に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、基準該当居宅介護支援等事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (6) 基準該当居宅介護支援等事業者が、不正の手段により第3条の登録を受けたとき。

2 広域連合長は、前項の規定により登録を取り消し、又は期間を定めてその登録した事業者の登録の全部若しくは一部の効力を停止する場合は、登録取消・停止通知書(様式第9号)により、当該事業者へ通知するものとする。

(県等への情報提供)

第15条 広域連合長は、第2条から前条までの規定による登録の申請等に係る決定、変更等の届出の受理、登録の取消し等(以下「処分等」という。)をしたときは、県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該処分等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、

住所及び職名

- (3) 登録年月日
- (4) 変更、廃止、休止又は再開の年月日
- (5) 事業開始年月日
- (6) 利用定員、登録定員、入居定員又は入所定員
- (7) 運営規程
- (8) 基準該当事業所番号
- (9) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- (10) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
- (11) その他広域連合長が必要と認める事項

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第5号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第7号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第3号）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に改正前の知多北部広域連合基準該当事業者及び基準該当事業者及び基準該当事業者の登録に関する規則の規定により提出されている申請書は、改正後の知多北部広域連合基準該当事業者及び基準該当事業者の登録に関する規則の規定により提出された申請書とみなす。

附 則（平成30年規則第4号）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に改正前の知多北部広域連合基準該当事業者及び基準該当事業者の登録に関する規則の規定により提出されている申請書は、改正後の知多北部広域連合基準該当事業者及び基準該当事業者の登録に関する規則の規定により提出された申請書とみなす。

附 則（平成30年規則第8号）

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（平成31年規則第1号）

- 1 この規則は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の知多北部広域連合基準該当居宅サービス等事業者及び基準該当居宅介護支援等事業者の登録に関する規則の規定により提出されている申請書及び届出書は、改正後の知多北部広域連合基準該当居宅サービス等事業者及び基準該当居宅介護支援等事業者の登録に関する規則の規定により提出された申請書及び届出書とみなす。

様式第1号（第2条、第3条関係）

特例居宅介護サービス費等

特例居宅介護サービス計画費等 代理受領申出書

年 月 日

(宛先) 知多北部広域連合長

所 在 地

事業者 名 称 印

代表者職・氏名

次のとおり代理受領について申し出ます。

代 表 者	職 名								
	フリガナ								
	氏 名								
事 業 所	フリガナ								
	名 称								
	所 在 地								
	電話番号								
基準該当事業所番号									
代理受領の取扱いを受けようとする期間	1年間。ただし、期間満了1月前までに特段の意思表示がない場合には、期間満了の日の翌日から起算して、更に1年間更新するものとする。								

様式第2号（第2条、第3条関係）

介護保険特例居宅介護（介護予防）サービス費等支給申請書
(受領委任用)

(年 月分)

フリガナ	被保険者番号		
被保険者氏名	個人番号		
生年月日	年 月 日	性別	男 · 女
住所	〒 ————— 電話番号 () —————		
費用額合計	円	うち被保険者負担分 円	

(宛先) 知多北部広域連合長
上記の特例居宅介護（介護予防）サービス費、特例居宅介護（介護予防）サービス計画費の支給を申請します。

また、上記請求に基づく給付金の受領方を下記の者に委任します。

年 月 日

住所

申請者

氏名

印 電話番号 () —————

被保険者との続柄 ()

受取人の氏名 及び事業者名	(事業者名)			印
受取人の住所	〒 ————— 電話番号 () —————			

振込口座	銀行 信用金庫 農協			本店 支店 出張所	種目	口座番号						
	金融機関コード			店舗コード	1 普通	フリガナ						
						2 当座	口座名義人					

注意事項

保険料を完納されていない方で、支払方法の変更により償還払い給付となっている方は、受領委任による給付はできません。

保険者記入欄

保険料納付状況	備考											
未納保険料 有 · 無												
滞納保険料 有 · 無												

様式第3号（第4条—第9条関係）

基準該当居宅サービス等事業者・基準該当居宅介護支援等事業者登録申請書

(宛先)知多北部広域連合長

年　月　日

所 在 地
申請者 名 称
代表者職・氏名

印

基準該当居宅サービス等事業者・基準該当居宅介護支援等事業者に係る登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申 請 者	フ リ ガ ナ						
	名 称						
	主たる事務所の所在地	(〒 一)					
	連 絡 先	電話番号			F A X 番号		
		メールアドレス					
	法 人 の 種 別				法人所轄庁		
代表者の職名・氏名・生年月日	職名		フ リ ガ ナ			生年月日	
			氏 名				
代表者の住所	(〒 一)						
事 業 所	フ リ ガ ナ						
	名 称						
	所 在 地	(〒 一)					
	登録を受けようとする事業の種類	同 一 所 在 地 に お い て 行 う 事 業 の 种 類	実 施 事 業	登 録 申 請 を す る 事 業 の 開 始 予 定 年 月 日	既 に 基 準 該 当 サ ー ビ ス 事 業 の 登 録 を 受 け て い る 事 業 の 開 始 年 月 日	様 式	
		訪 問 介 護				付表1	
		訪 問 入 浴 介 護				付表2	
		介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護				付表3	
		通 所 介 護				付表4	
		短 期 入 所 生 活 介 護				付表5	
		介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護				付表6	
福 祉 用 具 貸 与							
介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与							
居 宅 介 護 支 援							
介 護 予 防 支 援							
基 準 該 当 事 業 所 番 号				(既に登録を受けている場合)			
登録を受けている他市町村名							
介 護 保 険 事 業 所 番 号				(既に指定を受けている場合)			
既に指定を受けている事業							
医 療 機 関 コ ー ド 等							

備考

- 1 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「財団法人」、「株式会社」、「有限会社」等の別を記入してください。
- 2 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記入してください。
- 3 「実施事業」欄は、今回申請をするものに「○」を記入してください。
- 4 「登録申請をする事業の開始予定年月日」欄は、事業の開始予定年月日を記入してください。
- 5 「既に基準該当サービス事業の登録を受けている事業の開始年月日」欄は、当該市町村等において基準該当居宅サービス等事業者又は基準該当居宅介護支援等事業者として登録を受けた年月日を記入してください。
- 6 「基準該当事業所番号」欄については、知多北部広域連合又は他の市町村等において既に事業者としての登録を受け、番号が付番されている場合には、そのコードを記入してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記入してください。
- 7 「登録を受けている他市町村名」欄については、既に基準該当居宅サービス等事業者又は基準該当居宅介護支援等事業者として登録を受けている市町村等の名称を記入してください。
- 8 指定事業者として既に介護保険事業所番号が付番されている場合には、そのコードを「介護保険事業所番号」欄に記入してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記入してください。
- 9 「既に指定を受けている事業」欄については、指定事業者として指定を受け（みなしによる指定を含む。）、実施している事業の種類について記入してください。
- 10 保険医療機関、保険薬局又は訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記入してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記入してください。

付表1－1 基準該当訪問介護事業者の登録に係る記載事項

		受付番号			
事 業 所	フリガナ				
	名称				
	所在地	(〒　　ー　　)			
連絡先	電話番号		FAX番号		
	メールアドレス				
管 理 者	フリガナ				
	氏名	生年月日			
	住所	(〒　　ー　　)			
	訪問介護員等との兼務の有無		有・無		
	同一敷地内の他の事業所		名称		
	又は施設の従業者との兼務 (兼務の場合記入)		兼務する職種 及び勤務時間等		
サービス提供 責任者	フリガナ	生年 月日	住所	(〒　　ー　　)	
	氏名				
	フリガナ	生年 月日	住所	(〒　　ー　　)	
	氏名				
従業者の職種・員数		訪問介護員等			
		専従	兼務		
基準上の必要人数(人)					
適合の可否					
主 な 掲 示 事 項	営業日				
	営業時間				
	利用料				
	その他の費用				
	通常の事業実施地域				
添付書類		別添のとおり			

備考

- 1 「受付番号」、「基準上の必要人数」及び「適合の可否」欄には、記入しないでください。
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別様に記入した書類を添付してください。
- 3 「主な掲示事項」については、本欄の記入を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。
- 4 出張所等がある場合、所在地、営業時間等を別様にして記入してください。また、従業者については、本様式に出張所に勤務する職員も含めて記入してください。
- 5 当該基準該当居宅サービス等以外のサービスを実施する場合には、当該基準該当居宅サービス等部分とそれ以外のサービス部分の料金の状況が分かるような料金表を提出してください。
- 6 次の書類を添付してください。
 - (1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
 - (2) サービス提供責任者の経歴
 - (3) 平面図
 - (4) 運営規程
 - (5) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
 - (6) 登記事項証明書又は条例等
 - (7) 損害賠償責任保険の加入証明書の写し

付表1-2 基準該当訪問介護事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項

受付番号

事業所	フリガナ	
	名称	
	所在地	(〒)
	連絡先	電話番号
		FAX番号
		メールアドレス
主な掲示事項	営業日	
	営業時間	
	利用料	
	その他の費用	
	通常の事業実施地域	
添付書類	別添のとおり	

備考

- 1 「受付番号」欄は記入しないでください。
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別様に記入した書類を添付してください。
- 3 「主な掲示事項」については、本欄の記入を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。

付表2 基準該当訪問入浴介護等事業者の登録に係る記載事項

			受付番号	[REDACTED]	
事 業 所	フリガナ				
	名 称				
	所 在 地	(〒 —)			
	連 絡 先	電話番号		FAX番号	
	メー ル アド レス				
管 理 者	フリガナ				
	氏 名	生年月日			
	住 所	(〒 —)			
	当該訪問入浴介護等事業所で兼務する他の職種（兼務の場合記入）				
	同一敷地内 の 他 の 事業所又は施設の 従業者との兼務 (兼務の場合記入)	名 称			
兼務する職種 及び勤務時間等					
従業者の職種・員数	看 護 職 員	介 護 職 員			
	常 勤 (人)				
	非 常 勤 (人)				
	基準上の必要人数(人)	[REDACTED]			[REDACTED]
	適 合 の 可 否	[REDACTED]			[REDACTED]
主 な 掲 示 事 項	営 業 日				
	営 業 時 間				
	利 用 料				
	その 他 の 費 用				
	通常の事業実施地域				
協 力 医 療 機 関	名 称		主な診療科名		
	名 称		主な診療科名		
	名 称		主な診療科名		
添 付 書 類	別添のとおり				

備考

- 1 「受付番号」、「基準上の必要人数」及び「適合の可否」欄は、記入しないでください。
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別様に記入した書類を添付してください。
- 3 「主な掲示事項」については、本欄の記入を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。
- 4 当該基準該当居宅サービス等以外のサービスを実施する場合には、当該基準該当居宅サービス等部分とそれ以外のサービス部分の料金の状況が分かるような料金表を提出してください。
- 5 次の書類を添付してください。
 - (1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
 - (2) 平面図
 - (3) 設備・備品等一覧表
 - (4) 運営規程
 - (5) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
 - (6) 登記事項証明書又は条例等
 - (7) 協力医療機関との契約の内容
 - (8) 損害賠償責任保険の加入証明書の写し

付表3－1 基準該当通所介護事業者の登録に係る記載事項

受付番号

事 業 所	フリガナ			
	名 称			
	所在地	(〒 一)		
	連絡先	電話番号		FAX番号
	メールアドレス			
管 理 者	フリガナ			
	氏 名			生年月日
	住 所	(〒 一)		
	当該通所介護事業所で兼務する他の職種（兼務の場合記入）			
従業者 の職種・員数	同一敷地内他の事業所	名称		
	又は施設の従業者との兼務 (兼務の場合記入)	兼務する職種		
		及び勤務時間等		
従業者 の職種・員数	生活相談員	看護職員	介護職員	機能訓練指導員
常 勤 (人)				
非 常 勤 (人)				
基 準 上 の 必 要 人 数 (人)				
適 合 の 可 否				
食事を行う場所及び機能訓練を行う場所の合計面積		基準上の必要数値	適 合 の 可 否	
		m ²	以上	
主 な 掲 示 事 項	営 業 日	単位ごとの営業日		
	営 業 時 間	単位ごとのサービス提供時間（送迎時間を除く）		
		①	:	～
		②	:	～
	③	:	～	
	利 用 定 員	人（単位ごとの定員 ① 人、② 人、③ 人）		
利 用 料				
その他の費用				
通常の事業実施地域				
添 付 書 類	別添のとおり			

備考

- 1 「受付番号」、「基準上の必要人数」、「基準上の必要数値」及び「適合の可否」欄は記入しないでください。
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別様に記入した書類を添付してください。
- 3 「主な掲示事項」については、本欄の記入を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。
- 4 機能訓練指導員については、生活相談員又は看護職員若しくは介護職員と兼務しない場合にのみ記入してください。
- 5 従業者の員数については、総数を記入してください。出張所等がある場合については、当該出張所に従事する従業者の員数との合計数を記入してください。
- 6 当該基準該当居宅サービス等以外のサービスを実施する場合には、当該基準該当居宅サービス等部分とそれ以外のサービス部分の料金の状況が分かるような料金表を提出してください。
- 7 次の書類を添付してください。
 - (1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
 - (2) 平面図
 - (3) 設備・備品等一覧表
 - (4) 運営規程
 - (5) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
 - (6) サービス提供実施単位一覧表
 - (7) 登記事項証明書又は条例等
 - (8) 損害賠償責任保険の加入証明書の写し

付表3-2 基準該当通所介護事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項

受付番号 1234567890

事業所	フリガナ			
	名称			
	所在地	(〒　　-　　)		
	連絡先	電話番号		FAX番号
メールアドレス				
食事を行う場所及び機能訓練を行う場所の合計面積		基準上の必要数値	適合の可否	
		m ²	m ² 以上	
掲示事項	営業日	単位ごとの営業日		
	営業時間	単位ごとのサービス提供時間（送迎時間を除く） ① : ~ : ② : ~ : ③ : ~ :		
	利用定員	人（単位ごとの定員 ① 人、② 人、③ 人）		
	添付書類	平面図		

備考

- 1 「受付番号」、「基準上の必要数値」及び「適合の可否」欄は記入しないでください。
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別様に記入した書類を添付してください。
- 3 一つのローテーションにおいて、事業所を複数有するときは、適宜欄を設けて記入するか又は別様に記入した書類を添付してください。

付表4 基準該当短期入所生活介護等事業者の登録に係る記載事項

受付番号

事 業 所	フリガナ										
	名 称										
	所在 地	(〒 一)									
連 絡 先	電話 番 号				F A X 番 号						
	メールアドレッス										
管 理 者	フリガナ				生年月日						
	氏 名										
	住 所	(〒 一)									
	当該短期入所生活介護等事業所で兼務する他の職種（兼務の場合記入）										
	同一敷地内 の 他 の 事 業 所 又 は 施 設 の 従 業 者 と の 兼 務 (兼務の場合記入)	名 称									
兼 務 す る 職 种											
及 び 勤 務 時 間 等											
1日当たりの利用者の推定数		人		通所介護事業所等の種類・名称							
従業者 の 職 種 ・ 員 数	医 師		生活相談員		介護職員		看護職員		栄養士		
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
常 勤 (人)											
非 常 勤 (人)											
常勤換算後の員数 (人)											
基準上の必要人数 (人)											
適 合 の 可 否											
	機能訓練指導員		調理師等		栄養士を配置していない場合の措置						
	専従	兼務	専従	兼務							
	常 勤 (人)										
	非 常 勤 (人)										
基準上の必要人数 (人)											
適 合 の 可 否											
設 備 基 準 上 の 数 値 記 載 項 目 等					基準上の必要数値		適合の可否				
居 室	1室当たりの最大定員		人		人以上						
	利用者一人当たりの最小床面積		m ²		m ² 以上						
廊 下	片 廊 下 の 幅		m		m以上						
	中 廊 下 の 幅		m		m以上						
食 堂 及 び 機能訓練室の合計面積					m ²		m ² 以上				
耐 火 建 築 物 、 準 耐 火 建 築 物 の 別											
主 な 掲 示 事 項	利 用 定 員										
	利 用 料										
	その他の費用										
	通常の送迎の 実 施 地 域										
	協 力 医 療 機 関	名 称				主な診療科名					
		名 称				主な診療科名					
名 称					主な診療科名						
名 称					主な診療科名						
添 付 書 類		別添のとおり									

備考

- 1 「受付番号」、「基準上の必要人数」、「適合の可否」及び「基準上の必要数値」欄は記入しないでください。
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別様に記入した書類を添付してください。
- 3 「主な掲示事項」については、本欄の記入を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。
- 4 当該基準該当居宅サービス等以外のサービスを実施する場合には、当該基準該当居宅サービス等部分とそれ以外のサービス部分の料金の状況が分かるような料金表を提出してください。
- 5 次の書類を添付してください。
 - (1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
 - (2) 平面図
 - (3) 設備・備品等一覧表
 - (4) 運営規程
 - (5) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
 - (6) サービス提供実施単位一覧表
 - (7) 登記事項証明書又は条例等
 - (8) 協力医療機関との契約の内容
 - (9) 損害賠償責任保険の加入証明書の写し

付表5 基準該当福祉用具貸与等事業者の登録に係る記載事項

受付番号

事 業 所	フリガナ				
	名称				
	所在地	(〒　　ー　　)			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	メールアドレス				
管 理 者	フリガナ				
	氏名			生年月日	
	住所	(〒　　ー　　)			
	当該福祉用具貸与等事業所で兼務する他の職種（兼務の場合記入）				
	同一敷地内他の事業所又は施設の従業者との兼務（兼務の場合記入）	名稱			
		兼務する職種			
及び勤務時間等					
従業者の職種・員数	専門相談員				
	専従		兼務		
	常勤（人）				
	非常勤（人）				
	常勤換算後の人数（人）				
	基準上の必要人数（人）				
	適合の可否				
主な掲示事項	営業日				
	営業時間				
	取り扱う種目				
	利用料				
	その他の費用				
	通常の事業実施地域				
添付書類	別添のとおり				

備考

- 1 「受付番号」、「基準上の必要人数」及び「適合の可否」欄は、記入しないでください。
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別様に記入した書類を添付してください。
- 3 「主な掲示事項」については、本欄の記入を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。
- 4 専門相談員のうち、都道府県知事が同等以上の講習を受けたと認める者に当たる者がいる場合には、当該者については、「講習会のカリキュラムと修了を証する書類の写し」を添付してください。
- 5 当該基準該当居宅サービス等以外のサービスを実施する場合には、当該基準該当居宅サービス等部分とそれ以外のサービス部分の料金の状況が分かるような料金表を提出してください。
- 6 次の書類を添付してください。
 - (1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
 - (2) 平面図
 - (3) 設備・備品等一覧表
 - (4) 運営規程
 - (5) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
 - (6) 登記事項証明書又は条例等
 - (7) 福祉用具の保管及び消毒の方法（他に委託する場合はその状況）
 - (8) 損害賠償責任保険の加入証明書の写し

付表6 基準該当居宅介護支援等事業者の登録に係る記載事項

受付番号	[REDACTED]
------	------------

事 業 所	フリガナ			
	名称			
	所在地	(〒　　ー　　)		
	連絡先	電話番号		FAX番号
	メールアドレス			
管 理 者	フリガナ			生年月日
	氏名			
住 所	(〒　　ー　　)			
当該居宅介護支援等事業所における介護支援専門員との兼務の有無			有・無	
主 な 掲 示 事 項	同一敷地内の 他の事業所の 従業者との兼務 (兼務の場合記入)	名 称		
	常勤(人) 非常勤(人)	兼務する職種		
		及び勤務時間等		
		事業開始時の利用者の予定数	人	
従業者の員数(人)	介護支援専門員			
	専従		兼務	
営業日				
営業時間				
利用料				
その他の費用				
通常の事業実施地域				
添付書類	別添のとおり			

備考

- 1 「受付番号」欄は記入しないでください。
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別様に記入した書類を添付してください。
- 3 「主な掲示事項」については、本欄の記入を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。
- 4 当該基準該当居宅介護支援等以外のサービスを実施する場合には、当該基準該当居宅介護支援等のサービス部分とそれ以外のサービス部分の料金の状況が分かるような料金表を提出してください。
- 5 次の書類を添付してください。
 - (1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
 - (2) 管理者の経歴
 - (3) 平面図
 - (4) 運営規程
 - (5) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
 - (6) 登記事項証明書又は条例等
 - (7) 関係市町並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容
 - (8) 損害賠償責任保険の加入証明書の写し

付表6（別紙）

当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧

フリガナ 氏名	介護支援専門員番号 (修了証明書交付元)	職種	常勤	非常勤	専従	兼務	兼務の場合の 兼務する職種
	()						
	()						
	()						
	()						
	()						
	()						

備考

- 1 「職種」欄には、医師、看護師、保健師等の職種名を記入してください。
- 2 「常勤」、「非常勤」、「専従」及び「兼務」欄には、該当する部分に○を付してください。
- 3 「兼務の場合の兼務する職種」欄には、他の事業所の従業者と兼務をしている場合、当該事業所での職種名（介護職員、生活相談員等）を記入してください。

登録事項変更届出書

年　月　日

(宛先) 知多北部広域連合長

所 在 地
 事業者 名 称
 代表者職・氏名

印

次のとおり登録を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		基準該当事業所番号									
登録内容を変更した事業所		名 称									
		所在地									
事 業 の 種 類											
変 更 が あ っ た 事 項		変 更 の 内 容									
1	事業所の名称	(変更前)									
2	事業所の所在地										
3	事業者の名称										
4	主たる事務所の所在地										
5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名										
6	事業所の建物の構造、専用区画等										
7	備品（訪問入浴介護等事業に限る。）										
8	事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴（経歴は居宅介護支援等事業に限る。）										
9	サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴（訪問介護事業に限る。）	(変更後)									
10	利用定員、登録定員、入居定員又は入所定員										
11	運営規程										
12	協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関（訪問入浴介護等事業及び短期入所生活介護等事業に限る。）										
13	福祉用具の保管・消毒方法 委託している場合にあっては、委託先の状況（福祉用具貸与等事業に限る。）										
14	登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。）										
15	介護支援専門員の氏名及びその登録番号										
16	その他										
変 更 年 月 日		年　月　日									

備考

- 1 該当項目番号に○を付してください。
- 2 変更内容が分かる書類を添付してください。

様式第5号（第10条関係）

登録通知書

第
年
月
日

様

知多北部広域連合長

印

下記のとおり基準該当居宅サービス等事業者・基準該当居宅介護支援等事業者として登録したので通知します。

記

1 事業者の名称等

- (1) 事業者の名称
- (2) 代表者の職・氏名

2 事業所の名称等

- (1) 事業所の名称
- (2) 事業所の所在地
- (3) 基準該当事業所番号
- (4) 事業の種類

3 登録年月日

問合せ先

知多北部広域連合

住所

電話番号

不服の申立て

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に知多北部広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に知多北部広域連合を被告として（訴訟において知多北部広域連合を代表する者は、知多北部広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号（第10条関係）

不登録通知書

第 号
年 月 日

様

知多北部広域連合長

印

年 月 日付けでありました基準該当居宅サービス等事業者・基準該当居宅介護支援等事業者の登録申請につきましては、下記のとおり登録をしないことに決定しましたので、通知します。

記

1 申請者の名称等

- (1) 申請者の名称
- (2) 代表者の職・氏名

2 事業所の名称等

- (1) 事業所の名称
- (2) 事業所の所在地
- (3) 事業の種類

3 不登録の理由

問合せ先

知多北部広域連合

住所

電話番号

不服の申立て

1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に知多北部広域連合長に対して審査請求をすることができます。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に知多北部広域連合を被告として（訴訟において知多北部広域連合を代表する者は、知多北部広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

再開届出書

年 月 日

(宛先) 知多北部広域連合長

所 在 地

事業者名 称

印

代表者職・氏名

次のとおり休止していた事業を再開しましたので届け出ます。

		基準該当事業所番号											
事業の種類													
再開した事業所	名称												
	所在地												
再開した年月日		年 月 日											

備考 当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

廃止・休止届出書

年 月 日

(宛先) 知多北部広域連合長

所 在 地

事業者 名 称

(印)

代表者職・氏名

次のとおり事業の廃止・休止をするので届け出ます。

		基準該当事業所番号	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
事 業 の 種 類													
廃止又は休止を する 事 業 所	名 称												
	所在 地												
廃止又は休止をする年月日		年 月 日											
廃止又は休止をする理由													
現にサービス又は支援を受けて いる者に対する措置													
休 止 予 定 期 間		休止日～年 月 日											

様式第9号（第13条、第14条関係）

登録取消・停止通知書

第 号
年 月 日

様

知多北部広域連合長

印

下記のとおり基準該当居宅サービス等事業者・基準該当居宅介護支援等事業者の登録を取消・停止しましたので、通知します。

記

- 1 事業者の名称等
 - (1) 事業者の名称
 - (2) 代表者の職・氏名
- 2 事業所の名称等
 - (1) 事業所の名称
 - (2) 事業所の所在地
 - (3) 事業の種類
- 3 取消・停止の理由
- 4 取消年月日
- 5 停止の期間

問合せ先

知多北部広域連合

住所

電話番号

不服の申立て

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に知多北部広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に知多北部広域連合を被告として（訴訟において知多北部広域連合を代表する者は、知多北部広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。